

# 松江市木材利用推進基本方針

平成 25 年 11 月 1 日 松江市農林基盤整備課  
最終改正 令和 7 年 3 月 18 日

## 第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における市産及び県産木材利用の目標、市産及び県産木材の利用を推進すべき公共建築物等、市産及び県産木材の利用促進に向けた取り組み、その他市産及び県産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

## 第2 公共建築物等における木材の利用の推進の意義

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることなどから、国産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現に大きく貢献する。

このため、平成 25 年に基本方針を定め、市が整備する公共建築物等において率先した木材利用を進めてきたが、民間事業所で整備される建築物等を含めた建築物等全体において木材利用を一層促進することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

### 1 木材利用そのものの効果

建築物等において木材の利用を進めることは、木材の需要を創出する直接的効果はもとより、木材は断熱性や調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果、衝撃を緩和する効果が高いなどの特性を有しており、木の効果でリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面、学習面等での効果が期待されるなど、市民に対して木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

### 2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、地域の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進し、山村をはじめとする地域の経済の活

性化と雇用の創出を図ることができる。

### 3 SDGs への貢献

松江市は令和 5 年 5 月に「SDGs 未来都市」に選定され、経済・社会・環境の各分野で取組を進めており、木材利用の推進を図ることで SDGs に貢献する。

### 第3 建築物等における市産及び県産木材利用

次に掲げる目標に沿って市産及び県産木材の利用促進を図るものとする。

- (1) 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、高さ 16m 以下かつ 3 階以下で、延べ面積 3,000m<sup>2</sup>以下の施設は、市産及び県産木材を使った木造化に努める。平成 27 年 6 月 1 日に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）により、3 階建て木造の学校や延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>を超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても木造化に努める。  
また、木造化が困難な施設においては、内装等に積極的に市産及び県産木材を使った木質化に努める。
- (2) 公共土木工事においては、木の持つ特性に留意し、積極的に市産及び県産木材を活用するよう努める。
- (3) その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、市産及び県産木材を使った物品を積極的に利用する。
- (4) また、公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化をはかるものとする。
- (5) さらに、市産及び県産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する施設においても市産及び県産木材の積極的な利用を促進するよう呼び掛ける。

### 第4 市産及び県産木材の利用を推進すべき建築物等

市産及び県産木材の利用を推進すべき具体的な建築物等は、以下のような建築物等とし、あらゆる分野での市産及び県産木材の利用に努める。

- (1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 市が整備する公共工事における土木構造物等
- (3) 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品
- (4) 民間事業所が整備する建築物

## 第5 市産及び県産木材の利用推進に向けた取り組み

### 1 市の取り組み

市は率先して公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、島根県及び近隣市町や民間団体その他の関係者の協力を得つつ、市産及び県産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 市産及び県産木材の利用の促進計画の策定
- (2) 市産及び県産木材の供給体制の整備
- (3) 市産及び県産木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
- (4) 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成
- (5) 島根県が行う取り組み（人材育成、木材の性能、品質、工法などに関する情報提供、試験研究の成果や先進事例に関する情報提供）の情報を市関係部局に提供し木材利用の拡大を図る。
- (6) 民間事業所が整備する建築物への市産木材の利用促進を図るため、補助金制度を制定する。

### 2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、県方針または本方針を踏まえ、市や建築物を整備する民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

## 第6 その他市産及び県産木材の利用を推進する上で必要な事項

### 1 市産及び県産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の推進については、森林の適正な整備計画のもとで、保育や間伐による森林整備と利用伐期を迎えた原木の切り出しや植林による循環型林業を構築し、森林の持つ多面的機能の維持増進に努める。

### 2 県及び関連機関との連携

島根県が設置する相談窓口との連携や木材業者との連携による松江市産木材の認証制度の導入を図り、木材利用促進に向けた取り組みを行う。

## 附 則

この基本方針は、平成 25 年 11 月 1 日より施行する。

## 附 則

この基本方針は、令和元年 11 月 29 日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この基本方針は、令和 7 年 3 月 18 日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。